

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

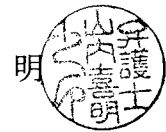
平成26年9月24日

証拠説明書(A号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

茅 根 熙 和



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

濱 松 慎 治



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙A号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙A第35号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 敷地内シームの調査に関する第1回評価会合での指摘事項を踏まえた追加調査結果の提出について  (被告ホームページ <a href="http://www.rikuden.co.jp/press/attach/14070401.pdf">http://www.rikuden.co.jp/press/attach/14070401.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年7月4日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	本書証によって、被告が、平成26年3月24日に開催された原子力規制委員会の「志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」第1回評価会合における有識者からのコメントを踏まえ、本件敷地内シームについて、さらなる調査を実施し、同年7月4日、調査結果をとりまとめて原子力規制庁へ提出したこと（準備書面(10)第1（4頁））を明らかにする。

乙A第36号証

証拠の標目	志賀原子力発電所敷地内破碎帯に関する追加調査 コメント回答
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成26年7月11日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	<p>本書証は、被告が、平成26年3月24日に開催された原子力規制委員会の「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」第1回評価会合における有識者からのコメントを踏まえ、本件敷地内シームについて、さらなる調査を実施した結果を取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被告が、シームS-1、S-2及びS-6に沿うように見える線状の地形は、侵食により形成されたものや道路建設等による人工改変により形成されたものと推定し、断層活動によるものではないと判断したこと（準備書面(10)第2の2(1)(8頁)及び第3の3(3)イ(ア)(25頁)：本書証2-3ないし2-15頁)</li> <li>・被告が、岩組織の有無、鉱物の有無、色調、硬さ、亀裂の分布、礫（礫径、礫種及び分布）等といった岩盤及び堆積物それぞれの特徴に着目し、肉眼観察により層相を区分したこと、上記肉眼観察の結果を基本として、各種分析（薄片観察、XRD分析、XRF分析及び帯磁率測定）により取得したデータを踏まえ、岩盤とその上部の堆積物の境界を特定したこと、本件敷地内シームが認められる岩盤の上部の地層について改めて詳細観察を実施した結果、地層中の礫の分布や堆積物に変位、変形はなく、シームS-1及びS-6は12万ないし13万年前以降に活動していないことを確認したこと（準備書面(10)第</li> </ul>

	<p>2の2(2)(9頁):本書証1-6ないし1-44頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被告が、既往調査の結果を再確認し、本件1号機の設置許可申請当時のトレンチ調査におけるスケッチ及び拡大写真により、シームS-1上部の12万ないし13万年前に堆積した地層に変位、変形は認められないことを確認したこと、スケッチを作成したトレンチ調査箇所のほぼ真下に当たる本件1号機原子炉建屋底盤において、帯状を呈する火山砕屑岩がシームS-1を分断するように分布し、これを破断させるようなシームS-1の活動は認められないことを確認したこと(準備書面(10)第2の2(3)(10頁)及び第3の3(1)イ(ア)(18,19頁):本書証3-4ないし3-30頁)</li> <li>・被告が、シームS-1北西部でのボーリング調査で得られた条線等のデータから、シームS-1の北西部における運動方向は南東部と同様であること及び応力場の検討から北西部が動きやすいという傾向は認められないことを確認したこと(準備書面(10)第2の2(3)(10頁)及び第3の3(4)イ(ウ)(29頁):本書証3-32ないし3-42頁)</li> <li>・被告が、岩盤調査坑におけるシームS-1やシーム周辺の年代分析、X線回折分析、条線の確認、薄片観察、EDS分析等の結果に基づき、地質構造形成史と熱水変質との関係を検討した結果、まず、中新世前期から中期にかけて、順に、安山岩(均質)の形成、断裂(割れ目)の形成、帯状を呈する火山砕屑岩の形成があり、そして、シームS-1が熱水変質の影響を受けた後、本件敷地周辺が南北方向の圧縮の応力場であった時代(中新世後期頃と想定)にシームS-1がずれ動いて条線が形成され、その後、本件敷地周辺は現在の東西方向の圧縮の応力場になったと判断したこと、本件敷地周辺の熱水変質を踏まえた地質構造形成史によれば、シームS-1の条線から想定される応力場は現在の本件敷地周辺の応力場とは整合しないと判断したこと(準備書面(10)第2の2(4)(11,12頁)及び第3の3(4)イ(イ)</li> </ul>
--	---

	<p>(28頁)：本書証6-2ないし6-17頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被告が、ボーリング調査や試掘坑調査によりシームS-1の性状を把握した上で、走向や傾斜、運動方向等を考慮して総合的にシームS-1の連続性を確認したこと(準備書面(10)第2の2(5)(12頁)：本書証8-3ないし8-11頁)</li> <li>・被告が、新たに、長さ194メートルの斜めボーリングを実施し、想定される位置付近にシームS-1が認められないことを確認したこと、シームS-1の連続性に関する調査結果にさらなる確実性を期すため、長さ約260メートルの斜めボーリングと長さ約600メートルの鉛直ボーリングを実施していること(準備書面(10)第2の2(5)(12頁)：本書証5-2ないし5-7頁)</li> <li>・被告が、シームS-6の条線はシームS-1の条線から推定される応力場では説明できないこと、つまり、シームS-1及びS-6は共役関係にないことを確認したこと(準備書面(10)第2の2(6)(13頁)及び第3の3(3)イ(イ)(26頁)：本書証4-12ないし4-14頁)</li> </ul>
--	--

乙A第37号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所敷地内破砕帯に関する追加調査          現地調査時（2 / 22, 23）提示資料（抜粋）          [表紙, 資料7]          （原子力規制委員会ホームページ  <a href="https://www.nsr.go.jp/committee/youshikisya/shika_hasaitai/data/0002_02-1.pdf">https://www.nsr.go.jp/committee/youshikisya/shika_hasaitai/data/0002_02-1.pdf</a>  <a href="https://www.nsr.go.jp/committee/youshikisya/shika_hasaitai/data/0002_02-2.pdf">https://www.nsr.go.jp/committee/youshikisya/shika_hasaitai/data/0002_02-2.pdf</a>          よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年7月11日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、被告が、平成26年7月11日に開催された原子力規制委員会の「志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」第2回評価会合の参考資料として提出した資料である。</p> <p>本書証によって、被告が、調査の結果、三瓶木次テフラを確認していること（準備書面(10)第3の3(2)イ(1)（23頁）を明らかにする。</p>

乙A第38号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所 格納容器フィルタ付ベント装置設置のための既存設備の変更に伴う工事計画認可申請について</p> <p>(被告ホームページ  <a href="http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13051601.pdf">http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13051601.pdf</a>  よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年5月16日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類①】	<p>本書証によって、被告が、本件原子力発電所の格納容器フィルタ付ベント装置設置に当たり、原子力規制委員会及び経済産業大臣に工事計画認可申請を行ったことを証し、もって、被告が、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、本件原子力発電所において「安全性向上施策」を行ってきていること（準備書面(1)第1（5頁）、別紙1）を明らかにする。</p>

乙A第39号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所 安全性向上のための施策の一部工事 開始について</p> <p>(被告ホームページ <a href="http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13061701.pdf">http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13061701.pdf</a> よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年6月17日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類①】	<p>本書証によって、被告が、本件原子力発電所の「安全性向上施策」について検討を進めてきたこと、そのうち、格納容器フィルタ付ベント装置等の現地工事を開始したことを証し、もって、被告が、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、本件原子力発電所において「安全性向上施策」を行ってきていること（準備書面(1)第1（5頁）、別紙1）を明らかにする。</p>



乙A第40号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 格納容器フィルタ付ベント装置設置のための既存設備の変更に伴う工事計画認可について (被告ホームページ <a href="http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13070101.pdf">http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13070101.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年7月1日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類①】	本書証によって、被告が、本件原子力発電所の格納容器フィルタ付ベント装置設置に伴う工事計画（乙A第38号証参照）について、原子力規制委員会及び経済産業大臣から認可を受けたことを証し、もって、被告が、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、本件原子力発電所において「安全性向上施策」を行ってきていること（準備書面(1)第1（5頁）、別紙1）を明らかにする。

乙A第41号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所 緊急時対策棟について          (被告ホームページ  <a href="http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13082701.pdf">http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13082701.pdf</a>          よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年8月27日
作成者	北陸電力株式会社
<p>立証趣旨  <b>【分類①】</b></p>	<p>本書証によって、被告が、平成25年9月から本件原子力発電所緊急時対策棟を運用開始する予定とし、引き続き、遮へい機能の強化について検討を行うこととしたことを証し、もって、被告が、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、本件原子力発電所において「更なる対策」を行ってきていること（準備書面(11)第1（5頁）、別紙1）を明らかにする。</p>

乙A第42号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所の安全強化策「更なる対策」の進捗状況について</p> <p>(被告ホームページ  <a href="http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13100101.pdf">http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13100101.pdf</a>  よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年10月1日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類①】	<p>本書証によって、被告が、「更なる対策」の進捗状況について、本件原子力発電所における津波等に対する安全強化策の更なる対策が一部を除いてほぼ完了したことを証し、もって、被告が、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、本件原子力発電所において「更なる対策」を行ってきていること（準備書面(1)第1（5頁）、別紙1）を明らかにする。</p>

乙A第43号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所2号機耐震安全性向上工事および敷地内での大深度ボーリング工事の実施について</p> <p>(被告ホームページ  <a href="http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13110101.pdf">http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13110101.pdf</a>  よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年11月1日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類①】	<p>本書証によって、被告が、耐震安全性をより一層高めることを目的に、本件2号機の耐震安全性向上工事を実施することとしたことを証し、もって、被告が、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、本件原子力発電所において「安全性向上施策」を行ってきていること（準備書面(11)第1（5頁）、別紙1）を明らかにする。</p>

乙A第44号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 安全性向上施策について (被告ホームページ <a href="http://www.rikuden.co.jp/press/attach/14032703.pdf">http://www.rikuden.co.jp/press/attach/14032703.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年3月27日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類①】	本書証によって、被告が、新規制基準等も踏まえた「安全性向上施策」の工事を進めてきたこと及びその工事の全体概要を証し、もって、被告が、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、本件原子力発電所において「安全性向上施策」を行ってきていること（準備書面(11)第1（5頁）、別紙1）を明らかにする。

乙A第45号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所2号機における新規制基準への適合性 確認に係る申請について</p> <p>(被告ホームページ <a href="http://www.rikuden.co.jp/press/attach/14081201.pdf">http://www.rikuden.co.jp/press/attach/14081201.pdf</a> よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年8月12日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類①】	<p>本書証によって、被告が、新規制基準を含む最新の知見を踏まえ、本件原子力発電所の安全性を確認し、平成26年8月12日、本件2号機について、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可申請（原子炉等規制法43条の3の8第1項）、工事計画（変更）認可申請（同法43条の3の9第1項）及び保安規定（変更）認可申請（同法43条の3の24第1項）を行ったこと（準備書面(1)第1（5頁））を明らかにする。</p>

乙A第46号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所の自主的・継続的な安全性向上に向けた取組（ロードマップ）について          （被告ホームページ  <a href="http://www.rikuden.co.jp/press/attach/14061302.pdf">http://www.rikuden.co.jp/press/attach/14061302.pdf</a>          よりダウンロード）</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年6月13日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類①】	<p>本書証によって、被告が、今後、新基準適合性申請に対する審査において、あらためて原子力規制委員会による新規制基準適合性の確認を受けるとともに、新規制基準を含む最新の知見を取り入れ、本件原子力発電所の安全性の向上に向けた取り組みを継続していくこと（準備書面(1)第1（5頁））を明らかにする。</p>